

表 イングランド全域でのロックダウンの概要（11月5日～12月2日適用予定）

分野	規制の概要
外出	<p>原則外出禁止。以下のような特定の目的による外出は例外として許容。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•オンラインで実施されない場合の保育・教育。</li> <li>•在宅勤務できない場合の出勤。</li> <li>•屋外での運動または屋外公共スペースの訪問。</li> <li>•医療に関する外出や、緊急の危険回避のための外出。</li> <li>•可能な限り最小頻度での、食品、医薬品などの生活必需品の購入。</li> <li>•サポートバブル（単身、片親世帯支援の疑似世帯）構成世帯の訪問や高リスク者への支援またはボランティアとしての外出。</li> </ul>
企業などの営業	<p>以下の事業者は、営業不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•生活必需品以外の小売店（衣類、家電、自動車ショールーム、旅行代理店など）。ただし、宅配、クリック・アンド・コレクトのための営業は可。</li> <li>•飲食店。ただし、持ち帰り、宅配は可。酒類の持ち帰り提供は不可。</li> <li>•ホテルなど宿泊施設は、業務目的の出張者など、法律で定める例外のためのサービス提供のみ可。</li> <li>•屋内外レジャー施設（ボウリング場、ジム、プール、ゴルフ場、テーマパークなど）</li> <li>•娯楽施設（劇場、コンサートホール、映画館、美術館、カジノ、動物園など）</li> <li>•パーソナルケア業界の店舗（美容院、エステ、ネイルサロン、スパ、マッサージ店など）</li> </ul> <p>※閉鎖対象事業のフルリストは別途公開され、法制化。</p>
通勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>•自宅で業務が遂行可能な限り、在宅勤務を義務付け。</li> <li>•在宅勤務できない場合（例として、重要国家インフラや建設業、製造業の就労者）、出勤を奨励。</li> <li>•教育施設など必須サービスに従事する公的部門の従業員も、出勤継続を奨励。</li> </ul>
家族・友人との面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>•同一世帯を除き、家族や友人との屋内での面会・交流を禁止。</li> <li>•サポートバブルを形成する世帯は、互いの世帯の訪問や宿泊、屋外公ともスペースでの面会は可能。</li> <li>•屋外での運動または屋外公ともスペースの訪問は、同居家族、サポートバブルの構成員のほか、他世帯の1人に限りともに実施することが可能（幼児や障害者の親などは人数に含めない）。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>•葬儀は最大30人まで（運営側除く）出席可能だが、親族や近い友人に限るよう勧告。散骨などの関連行事は最大15人まで出席可能。結婚式は特別な事情を除き不可。礼拝施設も葬儀や個人礼拝など一部例外を除き閉鎖。</li> <li>•60歳以上、または重篤化リスクが高い人々（基礎疾患を有する人など）は、特に規則を順守し、他者との接触を最小化するよう勧告。</li> <li>•自宅周辺地域外への移動は回避し、認められた理由により移動する際も頻度を減らす努力をするよう勧告。外泊や休暇旅行は国内外ともに禁止。</li> </ul> <p>※学校、大学などの教育機関は、閉鎖しない。</p>

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成